点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制 （②鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設）	府省名	経済産業省
根拠となる法令	■法律　□政令　□府省令　□告示　□その他		
	鉱業法		
規制の区分	■新設等　□緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		□設定あり　■設定なし	①
ベースライン		■設定あり　□設定なし	
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	②
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	③
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　□負担なし　■分析なし	④
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	
代替案	代替案の設定	■設定あり　□想定される代替案なし　□設定なし	
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている　□廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	■費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　□比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、適切な期間を明示する必要がある。

② 遵守費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、評価書記載の遵守費用の他にも、特定区域において鉱業権の設定を受けた者において、定期報告義務（改正後の法第70条の２）に係る費用が発生することが想定される。

③ 行政費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、評価書記載の行政費用の他にも、特定鉱物の試掘権の施業案の認可（改正後の法第63条の２）に係る費用が発生することが想定される。
また、行政費用を負担する主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を明示する必要がある。

④ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。